

補助事業の手引き 主な改訂履歴

改訂日	ページ	項目	改訂後	改訂前
R5.9.29	9	事務手続き	(注) 精算払請求手続きは、令和7年1月末までに完了ください。期限までに完了しなかった場合は交付決定取消となることがあります。	(注) 精算払請求手続きは、実績報告書提出期限から3ヶ月以内に完了ください。期限までに完了しなかった場合は交付決定取消となることがあります。
	10	フェーズ1～採択内定から交付決定まで～ (1) 交付申請 (交付規程第6条)	(略) 申請に際しては、ものづくり補助金総合サイトに手続きに関する説明動画を掲載していますので、必ず視聴し、注意点をご確認ください。	(略) —
			(注5) 交付決定前に、事業譲渡、会社分割等を行うことにより、補助金交付候補者の交付申請を行う権利を他者に承継することはいかなる理由においても認められません。事業譲渡を受けた者等の補助金交付候補者以外の者が交付決定を受けることはできませんのでご注意ください。	—
	11	フェーズ2～交付決定から実績報告書提出まで～ (5) 計画の変更等 (交付規程第10条) ③事業承継の申請	(注5) 交付決定前の事業承継は認められません。上記(1) 交付申請を参照。	—
	12	フェーズ2～交付決定から実績報告書提出まで～ (8) 実績報告書 (交付規程第15条)	(注) 精算払請求手続きは、令和7年1月末までに完了してください。期限までに完了しなかった場合は交付決定取消となることがあります。	(注) 精算払請求手続きは、実績報告書提出期限 から3ヶ月以内に 完了してください。期限までに完了しなかった場合は交付決定取消となることがあります。
	27	経費区分ごとの経費内容について 1. 対象経費の区分 1. 機械装置・システム構築費	(注6) 生産性向上を伴うものであれば、製品やサービスのセキュリティの向上に資する生産設備やソフトウェア等を補助対象経費に含めることは可能です。	—
	32	11. 広告宣伝・販売促進費 (グローバル市場開拓枠のうち②海外市場開拓 (JAPAN ブランド類型) のみ)	(注1) 補助事業以外の自社の製品・サービス等の広告や会社全体のPR広告に関する経費は対象外です。また、マーケティング市場調査については、対象外となります。	(注1) 補助事業以外の自社の製品・サービス等の広告や会社全体のPR広告に関する経費は対象外です。
—	その他	・15次締切に対応した時点等の修正 ・誤謬等の修正	—	